

## 徳島県規則第六十六号

適用対象の消滅等に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事　後藤田　正　純

適用対象の消滅等に伴う関係規則の整理に関する規則

(徳島県水源林野県行造林条例施行規則等の廃止)

第一条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 徳島県水源林野県行造林条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第四十八号）

二 徳島県身体障害者適応訓練委託規則（昭和三十五年徳島県規則第六十七号）

三 徳島県林業担い手育成資金利子補給規則（昭和四十四年徳島県規則第四十六号）

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十一年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項の前の見出しを削り、同項を第一項とし、同項の前に見出しとして「（六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置）」を付し、第四項を第三項とする。

(消防法施行細則の一部改正)

第三条 消防法施行細則（昭和三十五年徳島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第四条第四項」を「第四条第一項」に改める。

様式第四号の表中「表」を「（表）」に改め、同表の裏中「裏」を「（裏）」に、「抜粋」を「（抜粋）」に、「市町村長等は」を「市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか」に、「」や「、」に、「取扱に」や「取扱いに」に、「第4条第4項から第6項まで」を「第4条第2項から第4項まで」に、「左の各号の一」や「次のいずれか」に、「20万円」や「30万円」に、「二 第4条」や「（2）第4条第1項、第16条の3の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）」に、「第34条（第35条の3第2項又は）や「第34条第1項（第35条の3第2項及び）」に改める。

(徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則の一部改正)

第四条 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則（昭和三十六年徳島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第一項」を「法第八条第一項」に改める。

第三条の表一の項中「看護及び」を削り、同表中五の項を削り、六の項を五の項にし、七の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

(徳島県県営林規則の一部改正)

第五条 徳島県県営林規則（昭和四十六年徳島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号（第7条関係）」に、「締結して下さいますよう、」を「締結してくださいますよう、」に改める。

様式第1号中「**様式第2号**」を「**様式第2号**（第8条関係）」に、「、」を「、」に  
、「とおり。」を「とおり」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月  
日」に、「うえ」を「上」に、「行なつた」を「行った」に、「まつ消登記」を「抹  
消登記」に、「行なう」を「行う」に、「従つて」を「従つて」に、「行ない」を「行  
い」に、「昭和 年度」を「 年度」に、「年度」を「 遵重して」に、「尊重して」に、「  
イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「用する」を「要する」に、「ハ」を「ウ」に,  
「ニ」を「エ」に、「以降」を「以後」に、「いたつた」を「至つた」に、「受け取つ  
た」を「受け取つた」に、「行わなかつた」を「行わなかつた」に、「収去しなかつ  
た」を「収去しなかつた」に、「よつて」を「よつて」に、「つど」を「都度」に、「  
各号の一」を「各号のいざれか」に、「ととのわない」を「調わない」に、「使用でき  
なくなつた」を「使用できなくなつた」に、「困難になつた」を「困難になつた」に,  
「あつせん」を「あつせん」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「もつて」を「  
もつて」に改める。

#### （土地改良法施行細則の一部改正）

**第六条 土地改良法施行細則（昭和五十八年徳島県規則第十四号）**の一部を次のよう日に改  
正する。

様式第一号の表中「、」を「、」に改め、同様式の表中「拔さい」を「（拔粹）」に  
、「」を「、」に、「一」を「(1)」に、「省令」を「農林水産省令」に、「臍本」を  
「臍本若しくは登記事項証明書」に改める。

様式第一号の表中「、」を「、」に改め、同様式の表中「拔粹」を「（拔粹）」に,  
「、」を「、」に改める。  
(興行場法施行細則の一部改正)

**第七条 興行場法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第五十号）**の一部を次のよう日に改正  
する。

様式第一号の備考2中「2、500分の1」を「2, 500分の1」と改める。

（徳島県生活環境保全条例施行規則の一部改正）

**第八条 徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）**の一部を次  
のように改正する。

第十一条第一号中「こねう酸化物」を「硫黄酸化物」に、「こねう含有率」を「硫黄  
含有率」に改める。

様式第一号中「、」を「、」に、「の欄」を「」の欄」に改め、同様式の表中  
「、」を「、」に改め、同様式の別紙2中「いおう分」を「硫黄分」に、「いおう酸化  
物」を「硫黄酸化物」に、「、」を「、」に、「あたつて」を「当たつて」に、「一工  
程」を「1工程」に改め、同様式の別紙3中「、」を「、」に、「いおう酸化物」を「  
硫黄酸化物」に、「窒素酸化物」を「窒素酸化物」に改める。  
(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

**第九条 家畜改良増殖法施行細則（平成二十一年徳島県規則第十一号）**の一部を次のよう  
に改正する。

第一条中「第十一條たゞし書」を「第十一條第一項たゞし書」に改める。  
(令計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

**第十条** 会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(平成二十八年徳島県人事委員会規則四一九)」を「(徳島県人事委員会規則四一九)」に改める。

(宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部改正)

**第十一條** 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

〔

8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況			
9 拥壁の床堀りを完了したときの状況			
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況			
11 地下に埋設する暗渠の配置を完了したときの状況			

〕

8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況			
---------------------------	--	--	--

式の備考第三項「から11欄まで」を削除し、同様

式の備考第三項「から11欄まで」を削除し、同様

〔

8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量			
9 地下に埋設する暗渠の配置を完了したときの状況			

〕

8 前回の報告から新  
たに堆積された土石  
の土量及び除去され  
た土石の土量

m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
----------------	----------------	----------------	----------------

式の備考第二項中「並びに9欄の状況」を削除。

附則

の規則は、公布の日から施行する。

に改め、同様